

りそな企業年金研究所

りそな年金 F A X 情報



《厚生年金基金・確定給付企業年金関連》

平成23年3月29日

東北地方太平洋沖地震に対処するための特例等に係る信託協会の 要望に対する当局の回答状況について

今回の東北地方太平洋沖地震で被害に遭われた皆さんには、心からお見舞い申し上げます。さて、平成23年3月17日付りそな年金FAX情報でお知らせしておりますとおり、信託協会より厚生労働省に対して特例措置の追加に関する要望を行っておりましたが、今般、この要望に関する厚生労働省の見解が示されましたので、ご案内申し上げます。

なお、本見解には今後通知等で周知される事項も含まれており、取扱いの詳細が明らかになった時点での改めてご案内させていただきます。

【要望事項①】(厚生年金基金・DB) 規約変更・代議員会運営関連

- ・代議員会の開催等が困難な場合には、予算編成や規約変更等を理事長専決により行うことを認めていただきたい。また、法令上それが可能である場合はその旨を周知いただきたい。
- ・期限までの提出が困難であったり、全ての必要書類を揃えることができない場合には、規約申請(事前申請を含む)や予算届出に関して必要書類の添付の猶予や申請・届出期限を延長する等していただきたい。

→ 【回答】

通知において周知することとしたい。

【要望事項②】(厚生年金基金・DB) 決算報告書等提出期限関連

- ・期限までの提出が困難な場合には、決算報告書等の行政宛提出書類につき提出期限を延長していただきたい。

→ 【回答】

『特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法に関する法律（平成8年法律第85号）及び同法に基づき、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令』（平成23年政令第19号）^(※)が定められており、これらにより、法令上の義務の履行の遅れについては、6月29日までに義務を履行すれば、行政上の責任を逃れることとされており、提出期限の延長は可能。

【要望事項③】(厚生年金基金・DB) 裁定請求等の簡素化

- ・全ての必要書類を揃えることができない場合には、裁定請求に係る添付書類の簡素化等の弹力的な取扱いを認めていただきたい。また、法令上それが可能である場合はその旨を周知いただきたい。

→ 【回答】

通知により周知する予定。

【要望事項④】(DB)掛金に関する特例措置】

- 平成23年3月16日通知により厚生年金基金に認められたのと同様に、掛金等の納付期限延長および納付猶予を認めていただきたい。また、法令上それが可能である場合はその旨を周知いただきたい。

→【回答】

DBでは、掛金の納付期限は規約において定めることとなっていることから、規約変更等により個別に対応することとなる。

【要望事項⑤】(DC)脱退一時金の請求要件緩和】

- 震災による経済的損失に加えて給与等による安定収入を得ることが困難になった場合については脱退一時金の請求要件を緩和する等を行っていただきたい。

→【回答】

DCについては、受給開始年齢まで引き出しをすることができないことを要件に税制優遇措置が行なわれており、震災による経済的困難について、脱退一時金の請求要件を緩和する場合、この原則に反することとなる。そのため、震災による経済的困難について、脱退一時金の請求要件の緩和を行うことは予定していない。

【要望事項⑥】(適格退職年金)廃止期限に関する特例措置】

- 適格退職年金について、廃止期限までに他の企業年金制度等に円滑に移行できるような措置を講じていただきたい。もしくは廃止期限を延長いただきたい。

→【回答】

適格退職年金については、平成24年3月末の廃止期限に向けて、他の企業年金制度等への円滑な移行措置を図っているところであり、受託保証型DBに係る省令改正を予定しているところ。この省令の施行等を通じて円滑な移行を図ってまいりたい。なお、適格退職年金の廃止は平成13年から10年の廃止期限を設けており、廃止期限の延長は予定していない。

※『特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法に関する法律（平成8年法律第85号）及び同法に基づき、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令』（平成23年政令第19号）について（内閣府ホームページより抜粋）

1 政令の趣旨

- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
(略)

2 政令の概要

- 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定する。（法第2条）
- この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。

- (略)
- 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責

履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても一定期限まで（平成23年6月30日まで）に履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないとすること。（略）

以上